

第8章 バリアフリー基本構想の実現に向けて

8.1 地区別計画の策定

バリアフリー基本構想の実現に向けて、バリアフリー法では、バリアフリー基本構想に基づき各事業者が具体的な事業計画（特定事業計画）を作成し、それぞれ事業を実施することが定められています。

本区では、第3章の「3.4 文京区におけるバリアフリーの推進」に示すとおり、平成28年度以降に文京区バリアフリー基本構想に基づく「地区別計画（バリアフリー法に基づく特定事業計画を含む）」を順次策定します。策定にあたっては、区民参加により具体的な課題抽出を行うとともに、関係事業者との調整を図り、地区別方針に則った具体的な事業計画をとりまとめます。

地区別計画は、文京区都市マスタープランに示す5地区（都心地域、下町隣接地域、山の手地域東部、山の手地域中央、山の手地域西部）ごとに策定します。各施設におけるバリアフリー整備の早期着手を促進することから、平成29年度までの策定を目指し、順次検討を進めます。

表 8 地区別計画の策定予定

年度	対象地区
平成28年度	都心地域、下町隣接地域
平成29年度	山の手地域東部、山の手地域中央、山の手地域西部

8.2 バリアフリー基本構想の進行管理

国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」では、バリアフリー法に基づく特定事業計画に則った事業推進のみならず、実施された事業の成果について評価を行い、必要に応じてバリアフリー基本構想の見直しや新たなバリアフリー基本構想の作成を行うことが望ましいとされています。

本区では、「文京区バリアフリー基本構想推進協議会」を設置し、バリアフリー基本構想に基づく地区別計画の策定（Plan）、事業の実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCA サイクルに基づき、バリアフリー基本構想の段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）を推進します。

具体的には、地区別計画に基づく事業の進捗状況について関係する事業者に毎年度照会を行って推進協議会で確認するとともに、平成 32 年度には中間評価として多様な区民参加のもと事業実施後の確認やさらなる改善の提案等を行います。そして、目標年次の平成 37 年度以降は、バリアフリー基本構想の評価や改定の必要性について検討します。

また、ソフト施策等の推進の一環として、推進協議会の場を活用しながら心のバリアフリーに関する研修会等の取組を継続的に展開するなど、より多くの区民の方に参加いただく機会を設けながら、心のバリアフリー等の普及・啓発を推進していきます。

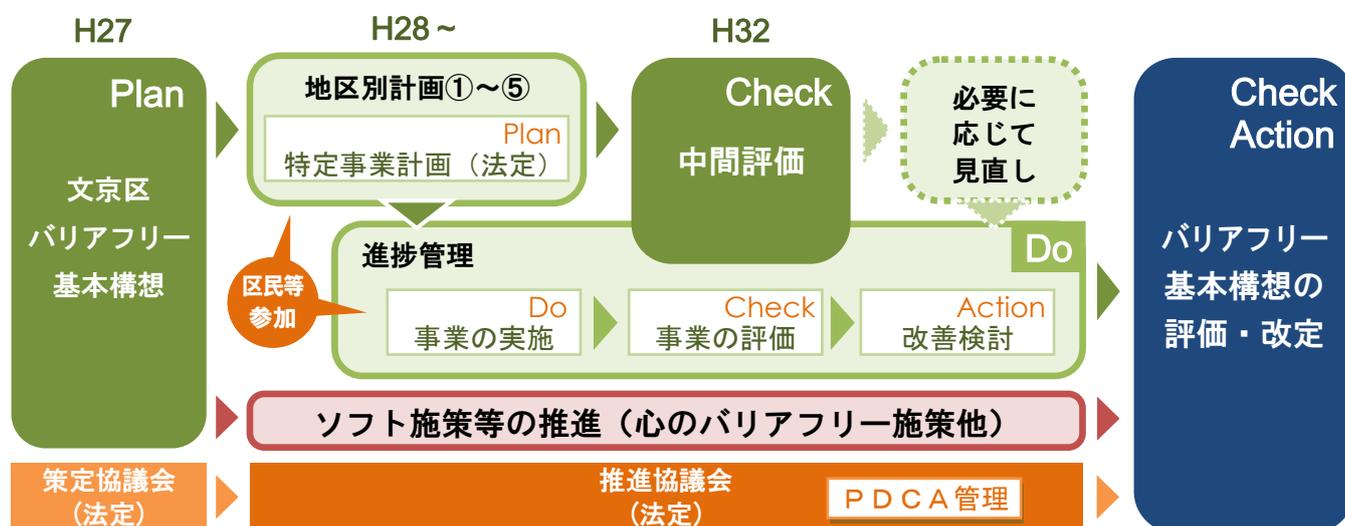


図 17 文京区バリアフリー基本構想における PDCA サイクルのイメージ